会　議　録

１　会議名
　地域協議会会長会議

２　議題（公開）
　地域自治の推進に向けた今後の方策案

３　開催日時
　令和８年８月 17 日（月）午後２時から午後３時 40 分まで

４　開催場所
　上越市市民プラザ ２階 第１会議室

５　傍聴人の数
　８人

６　非公開の理由
　なし

７　出席した者（傍聴人を除く）
　・地域協議会会長（代理出席あり）　27 人
　・事務局：石井総合政策部長、地域政策課　内海課長、小酒井副課長、
　　新保係長、各区総合事務所長（代理出席あり）、
　　各まちづくりセンター所長

８　発言の内容
　【議題：地域自治の推進に向けた今後の方策案】

■ 説明
・事務局から令和 ４ 年度から進めてきた地域自治の仕組みの強化に向けた取組の経過について、下記のとおり説明した。
・令和８年５月から７月にかけて実施した地域協議会との意見交換結果について、新たな補助制度の早期明確化や周知を求める意見、地域協議会による評価の位置付けを明確にしてほしいとの意見、地域運営組織への支援に期待する意見などがあった。
・地域独自の予算事業に代わる新たな財源支援制度として、（仮称）協働・共創

まちづくり補助金及び（仮称）まちづくりスタートアップ補助金を導入する考えである。
・地域協議会との意見交換結果を踏まえ、「地域協議会による審査」としていた表現を「評価及び意見」と整理したことなど、制度設計上の見直しを行った。
・（仮称）協働・共創まちづくり補助金については、地域自治区ごとに一定の予算枠を設定し、地域ビジョンに基づく公益的な地域活動を支援する制度であり、地域協議会には事業内容の評価を通じた意見提出を依頼する考えである。
・地域ビジョンについては、地域全体の進むべき方向性を共有する指針として位置付け、初年度は既存の「地域活性化の方向性」を活用し、段階的に内容を充実させていく方針である。
・地域運営組織については、地域課題の解決に向けた実行機能を担う組織として位置付け、団体へのヒアリングを基に人的・財政的支援の内容を検討し、地域の意向に応じて段階的に立ち上げ支援を進める考えである。
・新制度の公表は8月25日の市長記者会見を予定しており、その後、活動団体向けへの周知や募集を開始する予定である。
・新制度の周知方法をイメージしてもらうため、活動団体向けパンフレット案を配布したので、そちらをご覧いただきたい。
・制度周知については、活動団体への周知や市ホームページやＳＮＳによる情報発信を予定している。
・地域ビジョンの策定や補助金の提案内容の評価については、地域協議会がこれまで行ってきた自主的な審議の延長線上にある活動であり、また、市の施策等の決定に先立ち意見を聴くという点では、諮問に対する答申と同様の性質を有することから、市からの依頼事項として整理している。
・地域協議会による評価に当たっては、評価基準や評価様式の簡素化、事務局による支援により、委員の負担軽減を図りたい。

■ 質疑応答
・質問／意見：人口割で分配されたときに、人口が少ない区では事業の継続性が確保されなくなることを懸念している。模範となるような取組には配慮を希望する。（仮称）まちづくりスタートアップ補助金は、若者が手を上げやすい仕組みになるよう一緒に考えていきたい。
→回答：単純に人口だけで配分することは考えていない。また、制度の切り替えに伴い、地域の取組が継続できるよう一定の配慮も必要と考えている。（仮称）まちづくりスタートアップ補助金については、若いプレイヤーを育てる狙いを見据え、制度を設けて終わりではなく、認知してもらえるようＰＲを行っていく。

・質問／意見：これまでの検討を踏まえると、委員選定方法や任期、報酬などについて議論してきた内容が十分に反映されず、現行制度に近い形となっているように見える。これまでの議論との関係を確認したい。

→回答：地域協議会で議論されていることを地域づくりにいかすためには、地域協議会自体の制度を変更するよりも、まずは活動団体の活性化を進めることが重要と考えた。そのため、委員選定方法や任期、報酬等については現行制度を継続し、新たな財源支援制度や地域運営組織への支援を優先して取り組むこととした。

・質問／意見：新制度について、地域協議会との十分な協議がなされないまま制度化されるように見受けられる。

→回答：本検討は、令和4年度から継続して進めてきた経過があり、地域協議会や議会等からの意見も踏まえて制度設計を進めてきた。自己負担のない形で早く進めてほしいという声等を踏まえて、1年繰り上げて取り組むことになったため、スケジュールがタイトになった面はあるが、意見を反映しながら検討してきたものと認識している。

・質問／意見：制度検討の結果が当初案から大きく変更された理由を示してほしい。また、評価基準や評価責任の在り方を明確にすべきである。

→回答：地域運営組織の整備と新たな財源支援の仕組みを優先すべきとの判断から方向性を修正したものである。また、評価基準や手順については今後整理し、地域協議会に示していく。

・質問／意見：地域協議会による補助事業の評価は条例上の業務に位置付けられていないのではないか。また、協議会が依頼を受けない場合の対応や委員負担、予算執行の責任との関係について見解を伺いたい。

→回答：地域自治区の設置に関する条例第7条第1項及び第3項に該当する事項に基づいて、市からの依頼としてお願いするもの。現時点ではお願いしたいとしか申し上げられない。過去の地域活動支援事業の審査及び地域活性化の方向性の策定についても同様の判断により依頼してきた。最終的な補助金交付決定は市長が責任を負う。委員負担については評価方法の簡素化等により軽減を図りたい。

・質問／意見：現在委員になられている方々は、公募時点で地域協議会による補助事業の評価といった業務があることは想定していない。
→回答：新たな財源支援制度について、当初予定より１年繰り上げて令和９年度から取り組むため、ご負担をおかけするが、協力を依頼するもの。

・質問／意見：提案書の読み込みには多くの時間を要する。申請件数が多い地域では、委員の負担が非常に大きいが、どのように対応するのか。
→回答：過去の地域活動支援事業においても大きな負担があったと認識している。今回は評価様式や評価基準を市が示し、評価方法を簡素化するなど、可能な限り負担軽減を図る。

・質問／意見：補助金交付後に成果の共有や学び合いの場を制度として設けるべきである。
→回答：補助金を交付して終わりではなく、成果発表や意見交換、学び合いの場を設け、各地域の取組を共有することが重要であると考えており、市として主体的に取り組んでいく。

・質問／意見：令和９年度は地域ビジョンの策定期間とし、その間は地域独自の予算事業を継続してはどうか。
→回答：令和９年度に関しては既存の地域活性化の方向性を活用し、負担が最小限となるよう評価いただく。地域活動支援事業と地域独自の予算事業の双方の利点を取り入れた新たな補助制度に移行したいと考えており、暫定的な対応は考えていない。

・質問／意見：地域ビジョンは総合計画や予算形成にどのように関連付けられるのか。
→回答：総合計画は市全体の方向性を示すものであり、地域ビジョンは各地域の課題や将来像、取組を整理するものである。方向性として関連する部分はあるが、地域ビジョンは地域の実情に応じて継続的に更新していくものであり、別物として扱うと考えている。

・質問／意見：地域ビジョンを策定するための知識やノウハウが不足している。専門家や職員による支援を受けられないか。
→回答：既存の地域活性化の方向性を整理することから専門的な知識がな

くとも着手できると考えている。

・質問／意見：（仮称）協働・共創まちづくり補助金を活用して地域ビジョンを住民参加により作成する取組は補助対象となるか。
→回答：内容によっては補助対象となり得ると考えられるが、既に他の区で行っている事例を紹介することもできる。詳しくは相談してほしい。

・質問／意見：新たな評価業務が加わるのであれば、地域協議会委員の処遇や報酬について改めて検討すべきである。
→回答：報酬制度については、むしろ無報酬の方がよいといった相対する意見もあり、現時点では現行制度を維持する考えである。地域運営組織の整備と新たな財源支援の仕組みを優先するものであるが、寄せられた意見については引き続き検討を進めたい。

・質問／意見：新たな補助事業について、評価項目や配点の考え方、市の最終決定までの流れを確認したい。
→回答：資料２の６ページの公益性等の評価は、例示となっているがここに示した「確認の視点」に基づいて評価すると捉えていただきたい。評価項目や配点は整理中である。地域協議会の評価結果を尊重しながら、市長が最終責任者として交付決定を行い、そのためのサポートは事務局が行う。応募締切後、１月に団体との調整を行い、２月から３月にかけて地域協議会へ評価を依頼する予定である。

・質問／意見：地域運営組織への支援について、申請主体や承認方法など具体的な仕組みを早期に示してほしい。
→回答：現在、住民組織へのヒアリングを進めており、詳細な制度設計は今後整理し、順次示していく。例えば、地域協議会がこれまで取り組んできた議事の内容と、組織を立ち上げる際の検討事項が関連してくることが想定される。どのような組織があれば活動がしやすくなるのか、自主的な審議事項の中で議論していただくことが想定される。

・質問／意見：地域運営組織の立ち上げについて、令和９年度に向けて支援の手法を検討するには、残された期間は半年しかない。十分に議論を

重ねてほしい。

→回答：スケジュールに示しているとおり、現在、住民組織との意見交換を進めながら支援の手法を検討している段階であり、令和９年度には立ち上げや移行を進める予定。地域ごとの状況には差があるため、一斉には進めない。住民組織との意見交換を進めながら、意向のある地域から順次立ち上げを支援する。

・質問／意見：補助金全体の規模は現行制度と比べてどうなるのか。また、活動団体への説明はどのように実施するのか。

→回答：予算規模は市長記者会見で公表予定であり、現行の地域独自の予算事業と比較して遜色のない規模を想定している。活動団体に対しては、これまで地域独自の予算事業を申請した団体には個別に連絡をするとともに、ホームページ、ＳＮＳ等により広く周知を行う。

・質問／意見：新たな補助制度では継続事業をどのように評価するのか。新しい事業との折り合いをどのように判断したらよいか。

→回答：継続事業を優先すべきか、優先しないべきか、多様な考え方があるため一律に評価項目とする考えはないが、地域ビジョンの中で地域として優先する取組を明確にしたり、変更したりすることで、評価の判断材料とすることは可能。

・質問／意見：統一的な評価基準があっても、地域特性などの違いが出てくるため、評価結果に差が生じるのではないか。また、新任委員への理解促進が必要である。

→回答：市として基本となる評価基準を示すが、地域の実情に応じてアレンジすることや、任意で別に基準を作成することも可能。必要に応じて職員による支援や相談対応を行う。

・質問／意見：地域活動支援事業から地域独自の予算事業へ移行した際、地域協議会は補助金の審査に関与しないこととされた。市が最終決定するのであれば、地域協議会が評価する必要性が分かりにくい。

→回答：地域独自の予算事業では地域協議会が地域活動に関与しにくい面があった。新制度では、地域協議会が地域活動の評価を通じて地域づくりに関わることを期待している。また、（仮称）協働・共創まちづくり補助金と（仮称）まちづくりスタートアップ補助金を

組み合わせることで、それぞれの制度の利点を生かした新たな支援の仕組みとしたものである。

9　問合せ先

総合政策部地域政策課自治推進係　　TEL：025-520-5672（直通）

E-mail：chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

１０　その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。